

社会福祉法人チャレンジドらいふ
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人チャレンジドらいふ（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区別されるものとする。

(3) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 役員および評議員の報酬は無報酬とする（監事監査指導報酬を除く）。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び、実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

| | 報 酬 (日額) | 費 用 弁 償 (日額) |
|----------|----------|--------------|
| 理事会出席報酬等 | 0 円 | 3,000 円 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

| | 報 酬 (日額) | 費 用 弁 償 (日額) |
|-----------|----------|--------------|
| 評議員会出席報酬等 | 0 円 | 3,000 円 |

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の

ための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費（日額） | 報酬（日額） | そ の 他 |
|-----|----------|--------|-------|
| 実 費 | 旅費規程に準ずる | 0 円 | 実 費 |

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年10月1日より適用する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償費 | 備 考 |
|------------------|---------|--------|-----|
| 理事長業務報酬等（日額） | 0円 | 3,000円 | ※ |
| 常務理事業務報酬等（日額） | 0円 | 3,000円 | ※ |
| 役員及び評議員業務報酬等（日額） | 0円 | 3,000円 | ※ |
| 監事監査指導報酬等（日額） | 30,000円 | 3,000円 | |

(※) 職員との兼務がない場合